

児童の権利に関する条約（児童の権利条約）と子どもの人権

世界には、貧しさや飢えや虐待あるいは戦争などで、苦しんでいる子どもがたくさんいます。このような現実に向けた世界の国々は、1989年（平成元年）に国際連合の総会において「児童の権利に関する条約（児童の権利条約）」を採択しました。

この条約では、子どもの人権（社会において幸せな生活を送るためにどうしても必要で、人間として当然に持っている権利）や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助（手助け）を進めることを目指しています。

子どもの人権尊重への取り組みを強めることと、子どもの人権尊重について、世界各国と協力していくことをさらに推し進めていくために、1994年（平成6年）4月に日本はこの条約を批准しました。

～ 子どもにとって大切な4つの権利 ～

- 「生きる権利」安全で十分な栄養が与えられ、すべての子どもの命が守られる権利
- 「育つ権利」医療や教育を受け、健やかに成長できる権利
- 「守られる権利」差別や暴力、有害な労働から守られる権利
- 「参加する権利」自由に意志を表現し、グループを作り活動できる権利

参考 法務省人権擁護局HP
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

住民自治のまちづくり

企画課
☎64-7711

平成30年度に行われた「玉村町協働によるまちづくり提案事業」を紹介します

提案事業名 たまむら食の探検クッキング

提案団体名 たまむら食の探検隊

玉村町産の野菜をもっと知ってもらうこと、生産者（農家）と消費者（参加者）のコミュニケーションの場づくり、野菜の収穫体験と料理教室や休耕地の活用を目的として、事業提案をしました。

じゃがいも農作業体験3回、食の探検クッキング2回、食の交流会を1回開催しました。

食の探検クッキングでは玉村町産の落花生や、冬の野菜の収穫体験と料理試食を行ないました。その結果、食の探検クッキングへの取り組みをお知らせでき、地元野菜の料理への関心も深まり、毎回配布するレシピを使い、家庭でも実践しているようです。

また、国際交流協会と連携し、外国人との交流会も開催しました。お互いの国同士の料理を提供し、食の文化交流を図りました。

これらの取り組みで、玉村町産の野菜の良さを少しでも消費者に知っていただけたのではないのでしょうか。

これからは、新しい料理を開発して玉村町ならではの料理を検討し、さらなる地元産野菜の普及等に努めます。



冬の野菜の収穫体験で野菜の説明を受ける参加者



収穫した野菜を使った料理の試食会